

大阪府告示第79号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成29年1月23日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 形質変更時要届出区域
高石市綾園一丁目489番1、489番2、489番3、489番6、513番1、513番2、513番3、517番、517番1、518番、518番1及び518番2の各一部、綾園三丁目583番1、583番2、611番1、611番3、622番1及び622番3の各一部並びに千代田一丁目535番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去